

地球温暖化防止活動推進員運営要領

1 目的

この要領は、地球温暖化防止活動推進員設置要綱第7条の規定に基づき、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 身分

地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の身分を保有する者ではない。

3 活動方法

推進員は、地球温暖化防止活動を次により行うものとする。

(1) 次の項目について、自ら率先して取り組み、地域住民にその取組を普及させるとともに地域住民の相談に対し助言を行うこと。

ア 省エネルギー

イ 省資源・リサイクル

ウ その他の地球温暖化防止に関すること

(2) 助言が困難である場合は、関係機関（県環境森林課、宮崎県地球温暖化防止活動推進センター、市町村環境保全担当課）へ照会するなど適切な処理に努めること。

4 活動報告

推進員は、当該年度の活動結果を上半期は9月30日までに、下半期は3月31日までに宮崎県地球温暖化防止活動推進員活動報告書（様式）により環境森林部環境森林課に報告するものとする。

5 研修等

推進員は、宮崎県地球温暖化防止活動推進センター等が行う研修会へ積極的に参加する。また、県は、推進員に対する地球温暖化防止に関する知識及び情報の提供に努め、推進員の資質の向上を図るものとする。

附 則

この要領は、平成11年7月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年5月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。